

教育委員会規則の改正について(概要)

第19回定例教育委員会提出分(平成25年3月26日開催)

改正理由	番号	教育委員会規則名	主な改正要旨	所管課
I 教育委員会事務局等の組織及び事務分掌の見直しに伴う改正				
※奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則において一括改正	1	奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則	1 教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直し ・学校支援課、学校教育課、人権・地域教育課及び保健体育課の係の改編 ・人権・地域教育課、保健体育課の事務分掌の改正	企画管理室
	2	奈良県立教育研究所管理運営規則	2 県立教育研究所の組織及び分掌事務の見直し ・社会教育部の廃止 ・小学校教育アドバイザーチームと中学校教育アドバイザーチームの統合による小中学校教育アドバイザーチームの設置	教育研究所
	3	奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則	3 県立橿原考古学研究所の組織の見直し ・企画課の所管を副所長(博物館担当)から副所長(管理担当)に変更	文化財保存課
II 県立青翔中学校の新設等に伴う改正				
	4	奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則	1 中学校に係る規定の追加 ・名称(県立青翔中学校)、修業年限、併設型中学校及び高等学校における教育課程の実施、懲戒、入学者選抜等及び入学の許可に係る規定の追加 2 学科の廃止及び対象障害種別の変更 ・奈良県立奈良東養護学校の普通科の廃止 ・同校の対象障害種別である病弱の削除。奈良県立明日香養護学校に対象障害種別の病弱の追加	学校教育課

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則</p>	<p>教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直し (1) 学校支援課、学校教育課、人権・地域教育課及び保健体育課の係の改編を行う。 (2) 人権・地域教育課、保健体育課の事務分掌を改正する。 (第1条関係)</p> <p>2 教育研究所の組織及び分掌事務の見直し (1) 社会教育部を廃止する。 (2) 小学校教育アドバイザーチームと中学校教育アドバイザーチームを統合し、小中学校教育アドバイザーチームを設置する。 (第2条関係)</p> <p>3 橿原考古学研究所の組織の見直し (1) 企画課の所管を副所長(博物館担当)から副所長(管理担当)に変更する。 (第3条関係)</p> <p>4 施行期日 平成25年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 松村佳子

奈良県教育委員会規則第七号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表学校支援課の項中「施設管理係」の下に「、耐震整備係」を加え、同表学校教育課の項中「、幼児教育係」を削り、同表人権・地域教育課の項中「庶務係、指導係」を「人権教育係」に改め、「地域教育係」の下に「、地域連携係」を加え、同表保健体育課の項中「学校体育係」の下に「、高校総体開催準備係」を加える。

第四条学校教育課の項第七号中「高等学校」の下に「等」を加え、同条人権・地域教育課の項第二号を次のように改める。

二 人権教育推進のための指導助言及び研修に関する事。

第四条人権・地域教育課の項第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「学習機会の充実」を「充実のための指導助言及び研修」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五号中「社会教育主事の資格の認定」を「研修並びに社会教育指導者の養成」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 地域と共にある学校づくりに関すること。

六 社会教育主事の資格の認定に関する事。

第四条保健体育課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 高校総体開催準備に関する事。

(奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正)

第二条 奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「特別支援教育部

を「特別支援教育部」に改める。

社会教育部

第二条の二中 「小学校教育アドバイザーチーム
を「小中学校教育アドバイザー
チーム」に改める。

第三条社会教育部の項を削る。

第三条の二小学校教育アドバイザーチームの項中「小学校教育アドバイザーチ
ーム」を「小中学校教育アドバイザーチーム」に改め、「の小学校」の下に「及び
中学校」を加え、同条中学校教育アドバイザーチームの項を削る。

(奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部改正)

第三条 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会
規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条調査課の項を削り、同条に次のように加える。

調査課

- 一 遺跡及び埋蔵文化財（以下「遺跡等」という。）の学術的、専門的調査及びそ
の指導に関する事。
- 二 遺跡等の調査報告書その他遺跡等に関する刊行物に関する事。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

一 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正（第一条関係）

改正案		現行	
<p>（本庁の組織）</p> <p>第三条 本庁に、次の表の上欄に掲げる課、室及び所を置き、それぞれの課、室及び所に同表下欄に掲げる係を置く。</p>			
略	課名	係名	略
	学校支援課	施設管理係、耐震整備係、授業料奨学金係	略
略	略	略	略
	学校教育課	総務係、学事係、義務教育係、高校教育係、特別支援教育係	略
略	略	略	略
	人権・地域教育課	人権教育係、地域教育係、地域連携係、家庭教育係	略
略	保健体育課	体力向上推進係、健康・安全教育係、学校体育係、高校総体開催準備係	略
	略	略	略
<p>（本庁の組織）</p> <p>第三条 本庁に、次の表の上欄に掲げる課、室及び所を置き、それぞれの課、室及び所に同表下欄に掲げる係を置く。</p>			
略	課名	係名	略
	学校支援課	施設管理係、授業料奨学金係	略
略	略	略	略
	学校教育課	総務係、学事係、義務教育係、高校教育係、幼児教育係、特別支援教育係	略
略	略	略	略
	人権・地域教育課	庶務係、指導係、地域教育係、家庭教育係	略
略	保健体育課	体力向上推進係、健康・安全教育係、学校体育係	略
	略	略	略
<p>（本庁の事務分掌）</p> <p>第四条 本庁の各課、室及び所の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項がある。</p>			
<p>（本庁の事務分掌）</p> <p>第四条 本庁の各課、室及び所の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項がある。</p>			

改 正 案

るときは、教育長が定める。

略

学校教育課

一〇六 略

七 高等学校等|入学者選抜に関すること。

八〇十一 略

人権・地域教育課

一 略

二 人権教育推進のための指導助言及び研修
|に関すること。

三及び四 略

五 地域と共にある学校づくりに関すること
|。

六 社会教育主事の資格の認定に関すること
|。

七 社会教育関係者に対する指導助言及び研
|修並びに社会教育指導者の養成に関するこ
|と。

八〇十一 略

十二 家庭教育の充実のための指導助言及び
|研修に関すること。

十三〇十五 略

保健体育課

一〇六 略

七 高校総体開催準備に関すること。
|

八 略

略

現 行

るときは、教育長が定める。

略

学校教育課

一〇六 略

七 高等学校入学者選抜に関すること。

八〇十一 略

人権・地域教育課

一 略

二 人権教育の指導に関すること。
|

三及び四 略

五 社会教育関係者に対する指導助言及び社
|会教育主事の資格の認定に関すること。

六〇九 略

十 家庭教育の学習機会の充実に関すること
|。

十一〇十三 略

保健体育課

一〇六 略

七 略

略

二 奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第二条 教育研究所に、次の局及び部を置く。</p> <p>事務局 教育経営部 教科教育部 教育相談部</p> <p>特別支援教育部</p> <p>2 略</p> <p>第二条の二 前条の規定にかかわらず、教育研究所に次のチームを置く。</p> <p>小中学校教育アドバイザーチーム 県立学校教育アドバイザーチーム</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>第三条の二 第二条の二に定める教育研究所のチームの所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 教育研究所に、次の局及び部を置く。</p> <p>事務局 教育経営部 教科教育部 教育相談部</p> <p>特別支援教育部 社会教育部</p> <p>2 略</p> <p>第二条の二 前条の規定にかかわらず、教育研究所に次のチームを置く。</p> <p>小学校教育アドバイザーチーム 中学校教育アドバイザーチーム 県立学校教育アドバイザーチーム</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>社会教育部</p> <p>一 社会教育関係者の研修及び社会教育指導者の養成に関すること。</p> <p>二 社会教育に関する調査研究に関すること。</p> <p>三 社会教育に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。</p> <p>四 その他社会教育の推進に関すること。</p> <p>第三条の二 第二条の二に定める教育研究所のチームの所掌事務は、次のとおりとする。</p>

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>小中学校教育アドバイザーチーム 公立の小学校及び中学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関すること。</p> <p>県立学校教育アドバイザーチーム 県立学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関すること。</p>	<p>小学校教育アドバイザーチーム 公立の小学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関すること。</p> <p>中学校教育アドバイザーチーム 公立の中学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関すること。</p> <p>県立学校教育アドバイザーチーム 県立学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関すること。</p>

三 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部改正（第三条関係）

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第三条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>一 五 略</p> <p>事業計画課</p> <p>一 三 略</p> <p>企画課</p> <p>一 三 略</p> <p>調査課</p> <p>一 遺跡及び埋蔵文化財（以下「遺跡等」という。）の学術的、専門的調査及びその指導に関すること。</p> <p>二 遺跡等の調査報告書その他遺跡等に関する刊行物の刊行に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第三条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>一 五 略</p> <p>事業計画課</p> <p>一 三 略</p> <p>調査課</p> <p>一 遺跡及び埋蔵文化財（以下「遺跡等」という。）の学術的、専門的調査及びその指導に関すること。</p> <p>二 遺跡等の調査報告書その他遺跡等に関する刊行物の刊行に関すること。</p> <p>企画課</p> <p>一 三 略</p>

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>奈良県立青翔中学校の新設に伴い中学校に係る規定を追加するとともに、特別支援学校の学科の廃止及び対象障害種別を変更するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 中学校に係る規定の追加 名称（県立青翔中学校）、修業年限、併設型中学校及び高等学校における教育課程の実施、懲戒、入学者選抜等及び入学の許可に係る規定の追加 （第1条、第5条、第13条、第23条及び第27条の2関係）</p> <p>2 学科の廃止及び対象障害種別の変更 奈良県立奈良東養護学校の普通科及び対象障害種別である病弱を削り、奈良県立明日香養護学校に対象障害種別の病弱を加える。 （別表第二関係）</p> <p>3 その他 所要の規定の整備を行う。</p> <p>4 施行期日等 (1) 公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は平成26年4月1日から施行する。 (2) 所要の経過規定を置く。 （改正附則関係）</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則は」を「この規則は、」に改め、「奈良県立」の下に「の中学校、」を加える。

第五条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

中学校の修業年限は、三年とする。

第五条に次の一項を加える。

3 特別支援学校の修業年限は、幼稚部については一年から三年までの間とし、小学部については六年とし、中学部、高等部及び専攻科については三年とする。

第十三条の二第一項中「第八十六条」を「第八十七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（併設型中学校及び併設型高等学校における教育課程の実施）

第十三条の三 別表第五の上欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）及び同表の下欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第七十一条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

2 前項の場合において、併設型中学校及び併設型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

第十七条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」を「法」に改める。

第二十三条第一項ただし書を削り、同条第三項中「退学は」の下に「、特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き」を、「生徒に」の下に「対して」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

第二十七条の二第一項中「高等学校」を「中学校及び高等学校」に改め、同条第二項中「高等学校」を「中学校の入学者選抜に係る検査及び高等学校」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜を行わないものとする。

第三十五条の三中「別表第五」を「、別表第六」とする。

別表第二奈良県立奈良東養護学校の項を次のように改める。

奈良県立 奈良東養護学校			
高等部	中学部	小学部	
産業			知的障害

別表第二奈良県立明日香養護学校の項を次のように改める。

奈良県立 明日香養護学校			
高等部	中学部	小学部	
普通			肢体不自由
肢体不自由、 病弱			

「十津川村立上野地中学校

別表第四中

十津川村立小原中学校

十津川村立折立中学校

十津川村立西川中学校

を「十津川村立十津川中学校」に改める。

別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第十三条の三関係）

併設型中学校名	併設型高等学校名
奈良県立青翔中学校	奈良県立青翔高等学校

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第二に規定する奈良県立奈良東養護学校の高等部の普通科は、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第二の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。

改 正 案	現 行
<p>（この規則の目的）</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条の規定に基づき、奈良県立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（修業年限）</p> <p>第五条 中学校の修業年限は、三年とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 特別支援学校の修業年限は、幼稚園については一年から三年までの間とし、小学部については六年とし、中学部、高等部及び専攻科については三年とする。</p> <p>（連携型高等学校における教育課程の実施）</p> <p>第十三条の二 別表第四の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「施行規則」という。）第八十七条の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を実施するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（併設型中学校及び併設型高等学校における教育課程の実施）</p> <p>第十三条の三 別表第五の上欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）及び同表の下欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第七十一条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。</p>	<p>（この規則の目的）</p> <p>第一条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条の規定に基づき、奈良県立高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（修業年限）</p> <p>第五条 略</p> <p>（連携型高等学校における教育課程の実施）</p> <p>第十三条の二 別表第四の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「施行規則」という。）第八十六条の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を実施するものとする。</p> <p>2 略</p>

2 前項の場合において、併設型中学校及び併設型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

(教科書等の選定)

第十七条 学校で使用する文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名称を有する教科用図書(以下「教科書」という。)及び法附則第九条の規定により使用する教科用図書は、校長の内申を受け委員会が採択するものとする。

(懲戒)

第二十三条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができる。

2 略

3 前項の退学は、特別支援学校在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

一 四 略

4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

5 略

6 略

(入学者選抜等及び入学の許可)

第二十七条の二 中学校及び高等学校(特別支援学校の高等部を含む。次項において同じ。)の校長は、委員会が別に定める基準に基づき、入学者の選抜を行い、入学を許可するものとする。

2 中学校の入学者選抜に係る検査及び高等学校の入学者選抜に係る学力検査は、委員会が行う。

3 第一項の規定にかかわらず、併設型高等学

(教科書等の選定)

第十七条 学校で使用する文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名称を有する教科用図書(以下「教科書」という。)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第九条の規定により使用する教科用図書は、校長の内申を受け委員会が採択するものとする。

(懲戒)

第二十三条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができる。ただし、学齢児童又は学齢生徒に対しては退学及び停学を行うことはできない。

2 略

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に行うことができる。

一 四 略

4 略

5 略

(入学者選抜等及び入学の許可)

第二十七条の二 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。次項において同じ。)の校長は、委員会が別に定める基準に基づき、入学者の選抜を行い、入学を許可するものとする。

2 高等学校の入学者選抜に係る学力検査は、委員会が行う。

校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜を行わないものとする。

4 | 略

(寄宿舎)

第三十五条の三 県立学校の寄宿舎の名称及び位置は、別表第六のとおりとする。

2 | 3 | 略

別表第二(第二条関係)

略	奈良県立奈良東養護学校			略
	小学部	中学部	高等部	
	知的障害			
	産業			

3 | 略

(寄宿舎)

第三十五条の三 県立学校の寄宿舎の名称及び位置は別表第五のとおりとする。

2 | 3 | 略

別表第二(第二条関係)

略	奈良県立奈良東養護学校			略
	小学部	中学部	高等部	
	知的障害			
	知的障害	病弱	産業	

別表第四(第十二条の二関係)

連携型高等学校名	連携型中学校名
----------	---------

略	奈良県立明日香養護学校			略
	小学部	中学部	高等部	
	肢体不自由			
	肢体不自由、病弱			

別表第四(第十二条の二関係)

連携型高等学校名	連携型中学校名
----------	---------

略	奈良県立明日香養護学校			略
	小学部	中学部	高等部	
	肢体不自由			
	普通			

奈良県立十津川高等
学校

十津川村立十津川
中学校

奈良県立十津川高
等学校

十津川村立上野地
中学校

十津川村立小原中
学校

十津川村立折立中
学校

十津川村立西川中
学校

学校

別表第五（第十二条の三関係）

併設型中学校

併設型高等学校名

奈良県立青翔中学
校

奈良県立青翔高等
学校

別表第六（第三十五条の三関係）
略

別表第五（第三十五条の三関係）
略